

環政第 1045 号
平成27年2月18日

経済産業大臣 宮沢洋一 殿

茨城県知事 橋本 昌

鹿島火力発電所2号機建設計画環境影響評価方法書に対する
知事意見について

平成26年9月24日付けで鹿島パワー株式会社から送付のあった標記環境影響
評価方法書について、電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第百七十号）第四十
六条の七の規定に基づき、別紙のとおり意見を提出します。

鹿島火力発電所2号機建設計画環境影響評価方法書に対する知事意見

「鹿島火力発電所2号機建設計画に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）について、関係市長及び住民の意見にも配慮しながら、事業者からの聞き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

事業者においては、方法書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、下記の事項について十分に検討を行い、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に反映する必要がある。

また、今後、環境への影響に関し新たな事情や事業特性が明らかになった場合においては、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う必要がある。

記

一般的事項

- (1) 火力発電の燃料である石炭は、電源の安定供給性を確保するために極めて重要な燃料である一方、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書で指摘されているように、温室効果ガスを増加させる主要な要因のひとつとして位置づけられている。そういった中で、事業者は、国の二酸化炭素排出量削減目標や計画との整合を図りつつ、石炭の高度利用や最新の技術動向に配慮し、電源の低炭素化に努めること。
- (2) 環境保全措置の実施にあたり、その方法については、多角的に検討・評価したうえで、最良の方法をもって取り組み、環境影響の回避・低減を図ること。
- (3) 本計画は、既設の火力発電所に隣接した場所に火力発電所の設置を予定しているため、供用時においては、大気環境、水環境、生態系等への相乗的な影響が懸念されることから、これらを踏まえた、調査、予測及び評価を行い、準備書以降の図書に記載すること。

個別的事項

- (1) 大気質の予測及び評価に当たっては、「ダウンウォッシュ」や「フュミゲーション」の発生による影響が懸念されることから、気象に関する適切な調査を行ったうえで、特殊気象条件下における予測・評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。
さらに、そのような気象条件下においても、大気質への影響を事業者の実行可能な範囲で低減する観点から、環境影響の低減策について検討を行い、その内容を準備書で明らかにすること。
- (2) 石炭粉じん等の飛散影響について、地域住民の社会生活への影響に留意しつつ、地域特性を十分に踏まえた適切な調査地点の選定を行うこと。

- (3) 工事中に使用する資材運搬車両による大気質、騒音、振動の影響を低減するため、周辺の状況に十分配慮した計画とすること。
- (4) 石炭は水銀を含んでいるため、健康被害防止の観点から、大気中に放出される水銀を可能な限り抑制するとともに、排出低減策を検討し、準備書に記載すること。
- (5) 排水口の設置場所を表層とした経緯を準備書に記載すること。
さらに、冷却管等への貝類の付着防止のために使用を予定している付着防止剤等については、海生生物への影響を他の事例等を調査のうえ、調査、予測及び評価し、準備書に記載すること。
- (6) 当該事業の発電方式については、超々臨界圧発電を採用しているが、施設の効率的な運営管理や最新技術の動向を含め、温室効果ガスの一層の低減策を検討すること。また、それらの低減策を客観的に検証した上で、実行可能な範囲で二酸化炭素排出の低減が図られているかどうかを示すこと。
- (7) 排水を放水する鹿島港には、窒素、リンの排水基準が設定されており、既設1号機建設時に環境影響評価で選定していることや一般排水を海域に排水するために、その複合的な影響を考慮し、評価項目として選定すること。